

開催日時	開催場所
平成29年5月22日(月) 18時00分 ~ 20時00分	こども支援センターげんき5階研修室3
出席者・講師など	
居宅介護支援事業所92事業所 106名参加	地域包括ケアシステム推進担当課 係長 小木曾氏 高齢福祉課高齢援護係 係長 渡邊一郎氏
次第	
1 部会長 挨拶 2 総合事業について 3 もし自分が高齢虐待を発見したら…どのように動きますか？ 4 事務連絡	
議事	
1.部会長挨拶 ①4月総会無事終了。皆さまのご協力ありがとうございました。 ②都から区へ権限委譲。実地指導が始まる。→居宅から全事業者対象。部会で情報共有を図る。 ③主任介護支援専門員更新研修について。→平成28年7月以降の証明書発行。年2回まで。 2.地域包括ケアシステム推進担当 係長小木曾氏より 総合事業開始6ヶ月経過。地域包括代表者と意見交換会、話し合いの中で、更新認定後、具体的には契約を結んでいない事業者あり。みなしであっても「総合事業」として契約を結ぶ必要がある。サービス担当者会議等でいま一度、訪問介護・通所介護の事業者と利用者の契約の確認をお願いします。 3.もし自分が高齢者虐待を発見したら…どのように動きますか？ 昨年、地域包括と区でマニュアルを改訂。→あらためて対応の仕方、できるようにしていく。 平成27年度 国の集計結果。→施設従事者の虐待増・3倍近く。養護者の虐待はあまり変化がなかった。 虐待対応のしきみがきちんとしているところほど、報告数はUPしている。 →足立区の場合、通報は年200~230件、あきらかに虐待160件。内容は複雑化している。 虐待の疑いでも全件報告。⇒1ヶ月ごとに進行管理。平成29年4月~5月で60件近く報告されている。 「虐待対応マニュアル」のなかの東京都福祉保健財団発行のオレンジ本は、ダウンロードできますがかなり分厚いです。 マニュアルは、地域包括支援センター職員向けですが、職員以外は1ページから18ページ参照してください。 高齢者虐待の基本的な対応とケアマネジャーの役割 ①高齢者虐待の疑いのあるケースは、もともとは養護者虐待だが、養護者以外の親族・知人(スナックのママさんとか)、高齢者の関連したDV、セルフネグレクトも範疇に入れる。この仕組みに準じた対応を行う。 ②ケアマネジャーの役割 医療面・認知面・介護の水準・生活の質 →虐待となる根拠は日々の記録の蓄積・エピソード。いつから低下しているのか。ケアマネが言っても(提案しても)家族はやらなかったなど。 ③疑いのレベルでも、居宅支援事業者(組織)として地域包括支援センターへ相談すること。 →通報者の保護。 ④包括虐待対応会議→客観的な情報なのか？伝聞情報か？推測情報か？を明確にわけて参加者の中で共有する。 ⑤一時保護・長期的な保護について→家族から「(高齢者に向かって)大きな声を上げちゃう」「手を出しちゃうんです」は家族のSOS 質問事項(抜粋) 質問1 包括虐待対応会議は全件開催ですか？→全件ではない。見守り段階等報告もあり。 質問2 認定調査中に虐待の疑いを発見したら？→認定係と地域包括両方に連絡。今後ルール化は必要があればやる。 質問3 立入・面会制限はなにを根拠にやるの？→痣が1個あったからといって保護できない。記録・エピソード積み重ね。 例)必要なのに通院していない。服薬していない。介護者として十分でない。 質問4 本人が「助けてー」という必要があるか？そうしないと動けないのですか？→本人が言えない場合もある。 家族にマインドコントロールされていることもある。「助けてー」といわなくても動くことある。 4.事務連絡 次回6月26日(月) 午後6時から こども支援センター5階 テーマ:認知症	